

修繕共通仕様書

(適用)

- 第1 この仕様書は、盛岡市上下水道局が発注する修繕に係る修繕契約書(頭書を含み以下「契約書」という。)及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。以下この仕様書において、発注者盛岡市を「発注者」、受注者を「受注者」という。
- 2 これに記載されていない事項については、盛岡市水道工事標準仕様書、土木工事共通仕様書(岩手県県土整備部)、水道工事標準仕様書【土木工事編・設備工事編】(日本水道協会)、機械設備工事一般仕様書・機械設備工事必携・機械設備標準仕様書(日本下水道事業団)、電気工事必携・電気設備工事一般仕様書(日本下水道事業団)、を参考に契約の適正な履行を図るものとする。
- 3 この仕様書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

(監督員)

- 第2 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

(現場責任者)

- 第3 受注者は、修繕の履行に当たり、現場責任者を定めるものとする。
- 2 受注者は、現場責任者を定めたときは、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。現場責任者を変更したときも同様とする。
- 3 受注者は、現場責任者を通知する際、現場責任者(変更)通知書に、施工管理技士にあっては合格証明書、技術士にあっては登録証の写しを、国土交通大臣認定者等にあっては認定書等の写しを添付するものとする。
- 4 発注者は、受注者の現場責任者及び作業員のうち、修繕の履行又は管理について著しく不適当と認められる者があるときは、受注者に対してその変更を求めることができる。

(修繕工程表)

- 第4 受注者は、修繕に着手したときは、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。
- 2 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて、工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。契約を変更したときも同様とする。
- 2 工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(修繕計画書)

- 第5 受注者は、修繕着手前に修繕を完了するために必要な手順や作業方法等についての修繕計画書を監督員に提出しなければならない。受注者は、修繕計画書を遵守し修繕の作業に当たらなければならない。

この場合、受注者は、修繕計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は簡易な修繕においては、監督員の承諾を得て修繕計画書或いは記載内容の一部を省略することができる。

- (1) 修繕概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 指定機械
- (5) 主要船舶・機械
- (6) 主要資材
- (7) 作業方法(主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)
- (8) 修繕管理計画
- (9) 安全管理
- (10) 緊急時の体制及び対応
- (11) 交通管理
- (12) 環境対策
- (13) 現場作業環境の整備
- (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (15) その他

2 受注者は、修繕計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該作業に着手する前に変更に関する事項について、変更修繕計画書を監督員に提出しなければならない。

3 受注者は、修繕計画書を提出した際、監督員が指示した事項について、さらに詳細な修繕計画書を提出しなければならない。

(法令等の遵守)

第6 受注者は、修繕に関する諸法令を遵守し、修繕の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は共通仕様書 1-1-1-34に示すとおり。

2 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。

3 受注者は、当該修繕の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適切であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督員と協議しなければならない。

(関連修繕の調整)

第7 発注者は、受注者の実施する修繕及び発注者の発注に係る第三者の実施する他の工事または業務が履行上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工または実施につき、調

整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事または修繕の円滑な施工または履行に協力しなければならない。

- 2 受注者は、他事業者が施工する関連工事等が同時に施工される場合にも、これらの関係者と相互に協力しなければならない。

(調査、試験に関する協力)

第8 受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。

- 2 監督員は、修繕が契約図書どおり行われているかどうかの確認をするために必要に応じ、作業現場等に立ち入り、立会し、または資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

(修繕の一時中止)

第9 発注者は、契約書約定第8条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、修繕の全部または一部の作業について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象(以下「天災等」という。)による作業の中断については、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、作業の続行が不適當または不可能となった場合
- (2) 関連する他の工事、修繕または業務の進捗が遅れたため修繕の続行を不適當と認めた場合
- (3) 修繕着手後、環境問題等の発生により修繕の続行が不適當または不可能となった場合

- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反したまたは監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、修繕の中止内容を受注者に通知し、修繕の全部または一部の作業について一時中止をさせることができる。

- 3 前1項及び2項の場合において、受注者は作業を一時中止する場合は、中止期間中の維持管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は修繕の続行に備え作業現場を保全しなければならない。

(作業中の安全確保)

第10 受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、平成29年3月31日)及び建設機械安全施工技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)を参考にして、常に修繕の安全に留意し現場管理を行い、災害及び事故の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該委託の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

- 2 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(建設事務次官通達、平成5年1月12日)を遵守して

災害の防止を図らなければならない。

- 3 受注者は、作業中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼす等の作業をしてはならない。
- 4 受注者は、作業箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
- 5 受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなければならない。
- 6 受注者は、委託の期間中、安全巡視を行い、作業区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。
- 7 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道管理者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、作業中の安全を確保しなければならない。
- 8 受注者は、作業中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
- 9 受注者は、災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡しなければならない。
- 10 受注者は、作業箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告しなければならない。
- 11 受注者は作業中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に連絡し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。
- 12 受注者は、地上地下の既設構造物に損害を与えた場合には、直ちに監督員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、補修しなければならない。

(後片付け)

- 第11 受注者は、修繕の全部または一部の完了に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び作業にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。

ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、検査に必要な足場、はしご類は、監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

(事故報告書)

- 第12 受注者は、作業中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、指示する期間までに、作業事故報告書を提出しなければならない。

(環境対策)

- 第13 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年 3

月30日改正)、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、修繕計画及び作業の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

- 2 受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告しなければならない。
- 3 受注者は、修繕の実施に伴い第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかった否かの判断をするための資料を監督員に提出しなければならない。

(交通安全管理)

第14 受注者は、修繕用運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に公害による損害を与えないようにしなければならない。第三者に公害による損害を及ぼした場合は、契約書第8条によって処理するものとする。

- 2 受注者は、供用中の公共道路に係る作業の実施にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び管轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(平成29年4月21日改正、内閣府・国土交通省令第3号)」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)」及び「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日付け国道利37号・国道国防第205号)」、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知、平成18年3月31日付け国道利38号・国道国防第206号)」及び保安施設設置基準(岩手県県土整備部道路環境課通知、平成18年4月28日付け道環第32号)に基づき、安全対策を講じなければならない。
- 3 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面から全ての設備その他障害物を撤去しなくてはならない。

(官公庁等への手続等)

第15 受注者は、契約の期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。

- 2 受注者は、修繕の実施にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他関係機関への届出等を、法令、条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。
- 3 受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督員に提示しなければならない。

ならない。なお、監督員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。また、受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。

4 受注者は、修繕の実施にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

5 受注者は、地元関係者等から修繕の実施に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。

6 受注者は、地方公共団体、地元住民等と修繕の実施上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。受注者は、交渉に先立ち、監督員に連絡の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。

7 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないように文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

(不可抗力による損害)

第16 修繕の完了前に、天災等で発注者受注者双方の責に帰することができないもの(以下「不可抗力」という。)により、修繕の対象、仮設物または作業現場に搬入済みの材料若しくは機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実を発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び保険その他によりてん補された部分を除く。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 前項及び仕様書第13に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、仕様書第9に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一員が作業不良等受注者の責によるとされるものをいう。

(数量の算出)

第17 受注者は、監督員が指示した場合は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。

2 受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領(案)等及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、修繕完了時までに監督員に提出しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

(出来形図及び出来形部分の数量)

第18 修繕の出来形部分の数量計算書は既済部分検査及び監督員が指示した場合に作成するものとする。

2 出来形図は、検査(完成)時に作成するものとし、設計図(変更図面含む)またはその縮小図等を

使用し作成する図面とする。図面は、原則として寸法表示されている構造図等(配筋図等は不要)及び、位置図、設計数量総括表、平面図、標準図等を用い、設計寸法と対比し出来形寸法を朱書で記入するとともに出来形部分を着色する。ただし、同一図面内で、図示されているものの全てが出来形である場合は、出来形部分の着色を省略することができる。なお、出来形図に替えて出来形結果表にとりまとめることができる。

(施工管理基準)

第19 施工管理基準及び規格値は、別途監督員が指定する管理基準及び規格値による。

(検査日の通知)

第20 発注者は、修繕完了の確認又は成果品の検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。

2 検査員は、補正の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて補正の指示を行うことができる。

3 補正の完了が確認された場合は、その指示の日から補正の確認の日までの期間は、契約書第12条第2項に規定する期間に含めないものとする。

(引渡し)

第21 発注者は、契約書第11条第2項の検査によって修繕の完了を確認した後、受注者が修繕目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該修繕目的物の引渡しを受けなければならない。

2 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該修繕目的物の引渡しを契約金額の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

(協議)

第22 この仕様書に定めのない事項またはこの仕様書の各条項に関する疑義が生じたときは、その都度発注者、受注者が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

沢田浄水場脱水機棟外UPS修繕 特記仕様書

1 修繕の目的

沢田浄水場脱水機棟、沢田浄水場沈砂池、繫配水場及び上乙部ポンプ場において、経年劣化が認められるUPSのバッテリー交換を行うもの。

2 修繕の内容

(1) UPS用バッテリーの交換

ア 沢田浄水場脱水機棟

UPS型式	THA3000-35 (株GSユアサ製)	1 台
交換バッテリー	THA1500-BP1	6 個

イ 沢田浄水場沈砂池

UPS型式	THA1000-25 (株GSユアサ製)	1 台
交換バッテリー	THA1000-BP1	2 個

ウ 繫配水場

UPS型式	THA1500-60 (株GSユアサ製)	1 台
交換バッテリー	THA1000-BP1	5 個

エ 上乙部ポンプ場

UPS型式	THA1000-25 (株GSユアサ製)	1 台
交換バッテリー	THA1000-BP1	2 個

(2) 主要機器の試験調整

(3) UPS接続後の運転確認

(4) 段取り・後片付け

(5) バッテリーの処分（広域認定制度による処分）

3 仕様

施工にあたっては、盛岡市水道工事標準仕様書、水道工事標準仕様書【土木工事編・設備工事編】（日本水道協会）、機械設備工事一般仕様書・機械設備工事必携・機械設備標準仕様書（日本下水道事業団）、電気工事必携・電気設備工事一般仕様書（日本下水道事業団）に基づき適正に施工すること。

4 施工

(1) 方法及び時期の制限

施工時間帯は、原則、平日の9時から17時までとする。

(2) 施工中に重大な不良箇所が判明した場合については、速やかに発注者へ報告し、指示を受けるものとする。

(3) 事故が発生した場合は、「盛岡市建設工事等における事故報告要領」に基づき報告すること。(要領書等は盛岡市ホームページを参照)

(4) バッテリー交換は、UPSを停止しないで交換する(ホットスワップ) 手順で行うことを基本とするが、やむを得ない場合は、両者協議の上、これを変更することができる。

(5) バッテリー処分は、広域認定制度により適切に処分すること。

5 主な提出書類

(1) 施工中

施工中は次の書類を提出するものとする。

- ア 修繕着手届(修繕着手時)
- イ 修繕工程表届(当初・変更がある場合)
- ウ 現場責任者通知書
- エ 修繕計画書(当初・変更がある場合)
- オ 修繕打合せ簿(必要がある場合)
- カ 修繕完了報告書(修繕完了時)
- キ 修繕成果引渡書(検査合格後)
- ク アからキのほか必要なもの

(2) 完成図書

修繕完了時には次の図書を完成図書として提出する。

- ア 施工期間中に提出した修繕打合せ簿等の写し
- イ 完成図面
- ウ 施工中の写真
- エ 工場検査試験成績書(出荷時点での品質を保証する類の書類)
- オ 現地での作業試験成績書(施工完了後の品質を保証する類の書類)
- カ アからオのほか必要なもの

6 その他

仕様書等に疑義が生じたとき、又は明示されていない事項については、両者協議の上、決定するものとする。

令和7年度

実 施 修 繕 設 計 書

河川路線名

件 名 沢田浄水場脱水機棟外UPS修繕

修繕の場所 盛岡市東中野字沢田外地内

円也

契約締結日の翌日から令和8年3月13日まで

	名称	数量	単位	摘 要	
修 繕 の 概 要	沢田浄水場脱水機棟 UPSバッテリー交換	1	式	工種区分 電気工事 工事中止日数 0日 単価地区 盛岡 単価使用年月 2025年11月 歩掛適用年月 2025年11月 基準適用年月 2025年11月 労務単価割増率 なし 積雪寒冷地区分 補正無し 豪雪割増 B地区	0.00%
	沢田浄水場沈砂池 UPSバッテリー交換	1	式		
	繫配水場 UPSバッテリー交換	1	式		
	上乙部ポンプ場 UPSバッテリー交換	1	式		

修繕数量総括表

修繕名	事業区分 工事区分					水道工事 電気工事
沢田浄水場脱水機棟外UPS修繕						
区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量・金額増減	摘要
水道		式		1		
水道施設工		式		1		
機器費		式		1		
機器費		式		1		
据付工事原価		式		1		
直接工事費		式		1		
輸送費		式		1		
輸送費		式		1		
労務費		式		1		
一般労務費		式		1		
直接経費		式		1		
機械経費（率）		式		1		
仮設費		式		1		

修繕数量総括表

修繕名	事業区分 工事区分					水道工事 電気工事
沢田浄水場脱水機棟外UPS修繕						
区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量・金額増減	摘要
仮設費（率）		式		1		
間接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費（率）		式		1		
現場管理費		式		1		
据付間接費		式		1		
据付（機器）間接費		式		1		
一般管理費等		式		1		
広域認定制度による処分費		式		1		
工事価格		式		1		
消費税額及び地方消費税額		式		1		
工事費計		式		1		

設計内訳書（本01）

修繕名	沢田浄水場脱水機棟外UPS修繕				事業区分 工事区分	水道工事 電気工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
水道							
		式	1				
水道施設工							
		式	1				
機器費							
		式	1				
機器費							内 1号
		式	1				
据付工事原価							
		式	1				
直接工事費							
		式	1				
輸送費							
		式	1				
輸送費							内 2号
		式	1				
労務費							
		式	1				
一般労務費							内 3号
		式	1				
直接経費							
		式	1				

設計内訳書（本01）

修繕名	沢田浄水場脱水機棟外UPS修繕				事業区分 工事区分	水道工事 電気工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
機械経費（率）							内 4号
		式	1				
仮設費							
		式	1				
仮設費（率）							
		式	1				
間接工事費							
		式	1				
共通仮設費							
		式	1				
共通仮設費（率計上）							
		式	1				
現場管理費							
		式	1				
据付間接費							
		式	1				
据付(機器)間接費							
		式	1				
一般管理費等							
		式	1				
広域認定制度による処分費							内 5号
		式	1				

設計内訳書（本01）

修繕名	沢田浄水場脱水機棟外UPS修繕				事業区分 工事区分	水道工事 電気工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
工事価格							
		式	1				
消費税額及び地方消費税額							
		式	1				
工事費計							
		式	1				

1 次内訳書

単価使用年月	2025. 11
歩掛適用年月	2025. 11
労務調整係数	

内 1 号	機器費					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	適用
UPS用バッテリー (沢田浄水場脱水機棟) THA1500-BP1 6 個		組	1.00			
UPS用バッテリー (沢田浄水場沈砂池電気室) THA1000-BP1 2 個		組	1.00			
UPS用バッテリー (繫配水場) THA1000-BP1 5 個		組	1.00			
UPS用バッテリー (上乙部ポンプ場) THA1000-BP1 2 個		組	1.00			
合計						

1 次内訳書

単価使用年月	2025. 11
歩掛適用年月	2025. 11
労務調整係数	

内 2 号	輸送費					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	適用
輸送費 (沢田浄水場脱水機棟)		式	1.00			
輸送費 (沢田浄水場沈砂池電気室)		式	1.00			
輸送費 (繫配水場)		式	1.00			
輸送費 (上乙部ポンプ場)		式	1.00			
合計						

1 次内訳書

単価使用年月	2025. 11
歩掛適用年月	2025. 11
労務調整係数	

内 3 号	一般労務費					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	適用
一般労務費 (沢田浄水場脱水機棟)	撤去、据付					
		式	1.00			
一般労務費 (沢田浄水場沈砂池電気室)	撤去、据付					
		式	1.00			
一般労務費 (繫配水場)	撤去、据付					
		式	1.00			
一般労務費 (上乙部ポンプ場)	撤去、据付					
		式	1.00			
合計						

1 次内訳書

単価使用年月	2025. 11
歩掛適用年月	2025. 11
労務調整係数	

内 4 号	直接経費					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	適用
機械経費						
		式	1.00			
合計						

1 次内訳書

単価使用年月	2025. 11
歩掛適用年月	2025. 11
労務調整係数	

内 5 号	広域認定制度によるバッテリー処分費（諸経費込）					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	適用
バッテリー処分費 （沢田浄水場脱水機棟）		式	1.00			
バッテリー処分費 （沢田浄水場沈砂池電気室）		式	1.00			
バッテリー処分費 （繫配水場）		式	1.00			
バッテリー処分費 （上乙部ポンプ場）		式	1.00			
合計						

1 次内訳書

単価使用年月	2025. 11
歩掛適用年月	2025. 11
労務調整係数	

内 号						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	適用
合計						

1 次内訳書

単価使用年月	2025. 11
歩掛適用年月	2025. 11
労務調整係数	

内 号							
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	適用	
合計							

1 次内訳書

単価使用年月	2025. 11
歩掛適用年月	2025. 11
労務調整係数	

内 号							
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	適用	
合計							